

# 特定地域づくり事業協同組合について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円  
(R6当初予算額：5.6億円)

※内閣府予算計上

PR動画は  
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が

域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

## 事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

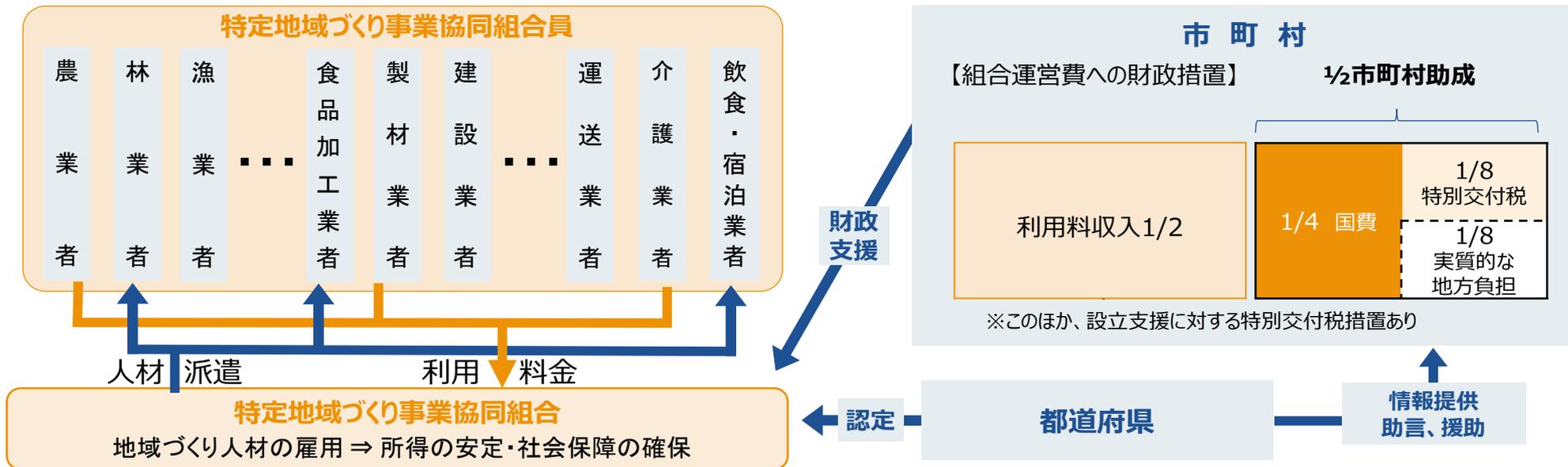
⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

## 取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせる年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能  
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）





# 特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

## 1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

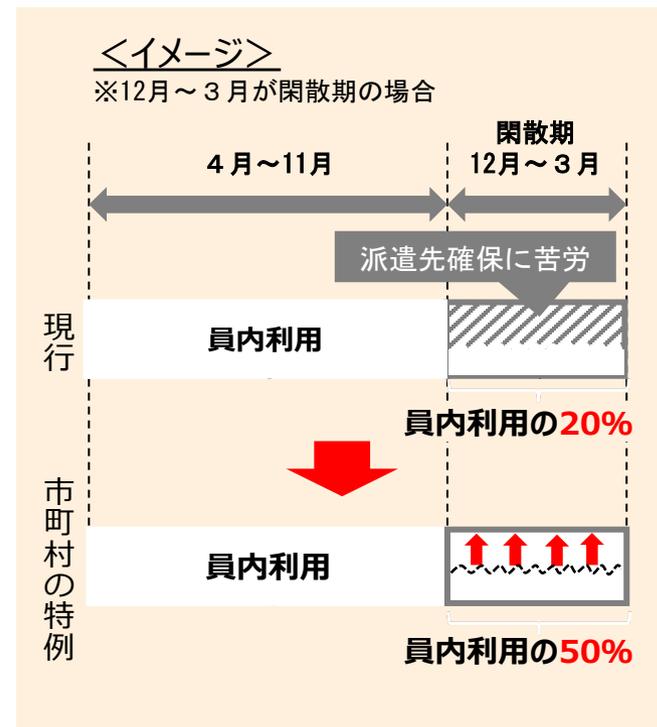
市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設(スキー場など)やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組合…**閑散期**(農閑期など)の**派遣先確保**による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり(中小企業等協同組合法)

- ✓ **市町村**は**組合員**になることができない
  - ✓ 組合員以外の利用(**員外利用**)は員内利用の**20%**まで
- 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

**市町村への派遣**に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**



## 2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み(令和7年3月31日まで)

今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**5年延長**（令和12年3月31日まで）